

## V 高圧ガス関係手数料表(抜粋)

(令和4年4月1日一部改定施行)

### 1 高圧ガス製造関係(冷凍を除く)

(単位:円)

区分	設備の処理容積	新規許可		変更許可		保安検査手数料
		申請手数料	完成検査手数料	申請手数料	完成検査手数料	
定式製造設備	10,000,000m <sup>3</sup> 以上	560,000	420,000	370,000	277,500	610,000
	1,000,000m <sup>3</sup> 以上 10,000,000m <sup>3</sup> 未満	340,000	255,000	220,000	165,000	370,000
	500,000m <sup>3</sup> 以上 1,000,000m <sup>3</sup> 未満	220,000	165,000	150,000	112,500	250,000
	100,000m <sup>3</sup> 以上 500,000m <sup>3</sup> 未満	140,000	105,000	93,000	69,750	150,000
	25,000m <sup>3</sup> 以上 100,000m <sup>3</sup> 未満	110,000	82,500	69,000	51,750	120,000
	5,000m <sup>3</sup> 以上 25,000m <sup>3</sup> 未満	86,000	64,500	61,000	45,750	95,000
	1,000m <sup>3</sup> 以上 5,000m <sup>3</sup> 未満	68,000	51,000	57,000	42,750	75,000
	200m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満	54,000	40,500	39,000	29,250	60,000
	100m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> 未満	31,000	23,250			33,000
	200m <sup>3</sup> 未満			26,000	19,500	
	その他のとき			16,000	12,000	
	移动式製造設備	10,000,000m <sup>3</sup> 以上	91,000	68,250	65,000	48,750
5,000,000m <sup>3</sup> 以上 10,000,000m <sup>3</sup> 未満		75,000	56,250	53,000	39,750	80,000
1,000,000m <sup>3</sup> 以上 5,000,000m <sup>3</sup> 未満		60,000	45,000	44,000	33,000	64,000
500,000m <sup>3</sup> 以上 1,000,000m <sup>3</sup> 未満		44,000	33,000	31,000	23,250	47,000
100,000m <sup>3</sup> 以上 500,000m <sup>3</sup> 未満		27,000	20,250	18,000	13,500	31,000
25,000m <sup>3</sup> 以上 100,000m <sup>3</sup> 未満		21,000	15,750	14,000	10,500	22,000
5,000m <sup>3</sup> 以上 25,000m <sup>3</sup> 未満		16,000	12,000	12,000	9,000	20,000
1,000m <sup>3</sup> 以上 5,000m <sup>3</sup> 未満		13,000	9,750	9,200	6,900	15,000
200m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満		11,000	8,250	8,200	6,150	12,000
100m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> 未満		7,400	5,550			7,700
200m <sup>3</sup> 未満				5,100	3,825	
その他のとき				3,200	2,400	

## 2 冷凍設備関係

(単位：円)

設備の冷凍能力	新規許可		変更許可	
	申請手数料	完成検査手数料	申請手数料	完成検査手数料
3,000トン以上	110,000	82,500	69,000	51,750
1,000トン以上…3,000トン未満	87,000	65,250	62,000	46,500
300トン以上…1,000トン未満	68,000	51,000	55,000	41,250
100トン以上…300トン未満	54,000	40,500	38,000	28,500
20トン以上…100トン未満	36,000	27,000		
100トン未満			30,000	22,500
その他のとき			16,000	12,000

## 3 貯蔵所関係

(単位：円)

区分		許可	完成検査
新規	新規に貯蔵所を設置するとき	25,000	18,750
変更	貯蔵容積が、変更により増加するとき	14,000	10,500
	その他のとき	11,000	8,250

## 4 免状関係

(単位：円)

免状の種類	交付	再交付	氏名等書換
製造保安責任者免状	3,400	2,400	無料
販売主任者免状	3,400	2,400	無料
液化石油ガス設備士	3,300	2,300	1,200

## 5 液化石油ガス法関係

(単位：円)

手 数 料 区 分		金 額
1	液化石油ガス販売登録関係	
	登録申請手数料	1 件につき 31,000円
	販売事業者登録簿の謄本の 交付手数料	1 通につき 630円
	販売事業者登録簿の閲覧手数料	1 回につき 460円
2	保安機関関係	
	認定申請手数料	1 件につき 6,900円×(保安業務区分の数)+34,000円
	認定更新手数料	1 件につき 6,900円×(保安業務区分の数)+14,000円
	一般消費者等の数の増加の 認可申請手数料	1 件につき 6,900円×(保安業務区分の数)+20,000円
3	認定販売事業者認定申請手数料	
	一般消費者等の数1,000戸未満	1 件につき 55,000円
	一般消費者等の数1,000戸以上 10,000戸未満	1 件につき 80,000円
	一般消費者等の数10,000戸以上	1 件につき <u>98,000円</u>
4	貯蔵施設・特定供給設備関係	
	設置許可申請手数料	1 件につき 21,000円×(貯蔵施設等の数)
	変更許可申請手数料	1 件につき 17,000円×(変更に係る貯蔵施設等の数)
	完成検査手数料(新規許可)	1 件につき 31,000円×(貯蔵施設等の数)
	完成検査手数料(変更許可)	1 件につき 24,000円×(変更に係る貯蔵施設等の数)
5	充てん設備関係	
	設置許可申請手数料	1 件につき 28,000円×(充てん設備の数)
	変更許可申請手数料	1 件につき <u>15,000円</u> ×(変更に係る充てん設備の数)
	完成検査手数料(新規許可)	1 件につき 36,000円×(充てん設備の数)
	完成検査手数料(変更許可)	1 件につき 27,000円×(変更に係る充てん設備の数)
	保安検査手数料	1 件につき 27,000円×(検査に係る充てん設備の数)

様式（一般則第38、液石則第37、コンビ則第17）

保安検査申請書	一般 液石 特 定	×整理番号	
		×検査結果	
		×受理年月日	年 月 日
		×許可番号	
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
製造施設完成検査証の交付年月日		年 月 日	
前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日		平成 年 月 日	

令和 年 月 日

代表者 氏 名

群馬県知事

あて

（参 考）

事業所保安担当者所属・氏名	所 属 ----- 氏 名
保安検査の県立会日	1 平成 年 月 日（午前・午後） 2 平成 年 月 日（午前・午後） 3 平成 年 月 日（午前・午後）
検査の種類	一般/特定： 開放あり ・ 開放なし ----- 液 石： 開放あり ・ 開放なし
検査会社関係	検査会社の名称 ----- KHK認定番号 ----- 作業責任者氏名

定 置 式 事 業 所 ・ 移 動 式 事 業 所		
事業所処理容積 (A)	Nm <sup>3</sup> /日	検査対象外施設
検査対象外 (B)	Nm <sup>3</sup> /日	
計 (A-B)	Nm <sup>3</sup> /日	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - ×印の項は記載しないこと。
  - 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日の欄に（ ）を設け、休止期間を記載すること。
  - [ ]内は、該当する一機関名を記載すればよい。
  - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

○委任状作成例

# 委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 群馬県知事 〇〇 〇〇

<委任者> 住 所 〇〇県〇〇市〇-〇-〇

代表者職氏名 〇〇株式会社 代表取締役 高圧 ガス男 印

私は、次の者を代理人と定め、高圧ガス保安法に関する事項の権限を委任します。

<受任者> 住 所 群馬県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

(代理人)

職 氏 名 〇〇株式会社 〇〇工場長 保安 太郎

申請使用印



注 委任状に使用する印鑑は、個人の場合は実印、法人の場合は代表者印です。

○高圧ガス保安法等の各種様式について

高圧ガス保安法における各種様式については、群馬県のHPからダウンロードすることが可能です。

- ①群馬県のHP (http://www.pref.gunma.jp/) の「事業者向けの情報」をクリック
- ②「様式ダウンロード」をクリック



- ③ 1 県民（消防防災、消費生活、交通等）の「許認可」及び「届出」内に、各種様式が入っています。

法令各五十音順索引 [許認可](#) [届出](#)

群馬県の許認可・届出等一覧表

番号	区分	内容	許認可	届出
1	県民	消防防災、消費生活、交通 等	県民 (許認可)	県民 (届出)
2	社会福祉	社会福祉施設、助成、保険 等	社会福祉 (許認可)	社会福祉 (届出)
1	県民	消防防災、消費生活、交通 等	県民 (許認可)	県民 (届出)
5	農林水産	農業、畜産、畜産、林業 等	農林水産 (許認可)	農林水産 (届出)
6	経済	商工、観光、労働 等	経済 (許認可)	経済 (届出)
7	土木	都市計画、住宅、建築 等	土木 (許認可)	土木 (届出)
8	教育	学校教育、社会教育、文化財、スポーツ 等	教育 (許認可)	教育 (届出)
9	警察	生活安全、道路交通 等	警察 (許認可)	警察 (届出)
10	その他	法人、行政財産 等	その他 (許認可)	その他 (届出)

以下のページからも様式のダウンロードが可能です。

- TAXホームページ (県税関係)

<参考> 「代表者等変更届」

③「様式ダウンロード」→「許認可」内

- ・高圧ガス保安法第5条1項「高圧ガス製造許可」の様式の3ページ目に入っています。

			項	任者等免状の再交付			安課		2247											
			35条1項	火薬類製造施設又は火薬庫の保安検査		土木事務所	総務部消防保安課	土木事務所	027-226-2247	無	無	無	無	7日	3日					
	5	高圧ガス保安法	5条1項	高圧ガス製造の許可		総務部消防保安課	総務部消防保安課	総務部消防保安課	027-226-2247	無	無	有	有	7日						
						総務部消防保安課	総務部消防保安課	総務部消防保安課	027-226-2247	有	有	有	有	6日						
5	高圧ガス保安法	5条1項	高圧ガス製造の許可		総務部消防保安課	総務部消防保安課	総務部消防保安課	027-226-2247	無	無	有	有	7日							
			19条1項	第一種貯蔵所位置等変更許可		総務部消防保安課	総務部消防保安課	総務部消防保安課	027-226-2247	無	無	有	有	6日						
			20条1項	製造施設完成検査		総務部消防保安課	総務部消防保安課	総務部消防保安課	027-226-2247	有	有	有	有	6日						
				第一種貯蔵所完成検査		総務部消防保安課	総務部消防保安課	総務部消防保安課	027-226-2247	有	有	有	有	6日						
			29条5項	製造保安責任者又は販売主任者の免状	甲種化学、用種	高圧ガス保安協会	高圧ガス保安協会	高圧ガス保安協会	027-226-2247	有	無	無	無	14日						